

全国200万人加入

令和3年度

# ボランティア活動保険

<https://www.fukushihoken.co.jp>
[ふくしの保険](#)
[検索](#)

ボランティア活動中の  
さまざまな事故による「ケガ」や  
「損害賠償責任」を補償します  
さらに後遺障害もフルカバー<sup>(※)</sup>  
なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの  
すべてがお支払いの対象になります。



## 社会福祉 法人 全国社会福祉協議会

【本制度の契約形態】

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

### 加入申込人(加入対象者) (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

(※)団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

(※)営利企業名(株式会社・有限会社等)による加入も可能ですが、企業の営利事業の一環として行う活動は対象外となりますので、ご注意ください。

### 被保険者 (保険の補償を受けられる方・ご加入者)

(ケガの補償): ボランティア個人

(賠償責任の補償): ボランティア個人、ボランティアの監督義務者<sup>(※1)</sup>、NPO法人<sup>(※2)</sup>

(※1) ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

(※2) ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

### 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

②社会福祉協議会に届け出た活動であること。

③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含まず。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

### 対象とならないボランティア活動

○自発的な意思による活動とは考え難いもの

- 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
- 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
- 免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動 など

○PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業(組織活動)や団体構成員の親睦のための活動

- 団体の当番制・輪番制の活動、団体の総会、レクリエーション など

○有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)

- 報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合

▶ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

○自宅で行う活動

○企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動

○保険上対象外となっているボランティア活動

- 海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 鋸路を使用する書庫駆除ボランティア活動
- 野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動 など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。)

### 補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷された場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物<sup>(※1)</sup>を壊したときにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

◆ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症<sup>(※2)</sup>も補償します。

◆熱中症(日射病や熱射病)も基本プランで補償の対象となります。

◆天災・地震補償プランでは、基本プランにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)による死傷も補償します。(賠償責任の補償は基本プランと同じです。)

◆台風などの風水害による死傷は、基本プランでも補償されます。

(※1) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。

(※2) 「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年9月現在、基株、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにがります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

新規でご加入の場合、(4月1日付で前年度から継続して契約される方を除く) 保険期間の開始日からその日をきめて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。